

改正 令和元年6月25日規則第15号 令和2年3月31日規則第24号
令和4年5月24日規則第43号 令和5年3月10日規則第14号

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例施行規則をここに公布する。

神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例施行規則

（事務の委任）

第1条 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例（平成27年神奈川県条例第9号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、神奈川県自然環境保全センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

- （1） 条例第9条第4項の規定により、グラスライダーの供用日、グラスライダー、野外音楽堂及び駐車場の供用時間並びに駐車場の開場時間の変更を承認すること。
- （2） 条例第11条第2項の規定により、利用料金を承認すること。
- （3） 条例第12条の規定により、利用料金の減免の基準を承認すること。
- （4） 条例第15条第1項及び第3項の規定により、同条第1項各号に掲げる行為を許可し、及び許可事項の変更を許可すること。
- （5） 条例第15条第4項の規定により、同条第1項及び第3項の許可に条件を付すること。
- （6） 条例第16条の規定により、条例第15条第1項及び第3項の許可に係る使用料（以下「使用料」という。）の納付期日を指定すること。
- （7） 条例第17条の規定により、使用料を減免すること。
- （8） 条例第18条ただし書の規定により、使用料を還付すること。
- （9） 条例第19条の規定により、条例第15条第1項及び第3項の許可の取消し等の監督処分を行うこと。

一部改正〔令和2年規則24号〕

（指定管理者指定申請書）

第2条 条例第4条第1項に規定する申請書は、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

（指定管理者の公募の公告）

第3条 知事は、指定管理者を公募するときは、インターネットの利用その他の方法により次に掲げる事項を公告しなければならない。

- （1） 指定管理者を公募する施設の名称及び指定の期間
- （2） 指定管理者の指定の基準
- （3） 申請書の受付期間及び受付場所
- （4） 指定管理者の指定の申請に関し必要な事項を記載した書類の配布期間及び配布場所
- （5） その他必要な事項

一部改正〔令和5年規則14号〕

（指定管理者の指定の基準）

第4条 条例第5条第7号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 必要な人材を確保することができることと認められること。
- （2） 県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資するための施設としての宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地（以下「宮ヶ瀬湖集団施設地区等」という。）の役割を適切に担えること。

（野外音楽堂の利用の申込み）

第5条 条例第10条第1項の規定により、野外音楽堂の利用の承認を受けようとする者は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の3月前の日の属する月の初日から利用日の当日までの間（以下「申込期間」という。）に、指定管理者に利用の申込みをしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、国、県若しくは県内の市町村の機関、公共的団体又は指定管理者が、県民に自然とのふれあいの機会を提供し、もって県民の保健、休養及び自然環境への理解並びに宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化に資することを目的とした催し等を行うために利用する場合で、申込期間前に利用の申込みをしなければ当該催し等の開催に支障が生ずると認められるときは、指定管理者の承認を受けて申込期間前に利用の申込みをすることができる。

(利用の申込みの特例承認の申請)

第6条 前条第2項の規定により申込期間前に利用の申込みをすることについての承認を受けようとする者は、申込期間の初日の10日前までに、指定管理者に申請しなければならない。

(遵守事項)

第7条 宮ヶ瀬湖集団施設地区等を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用目的以外の目的に宮ヶ瀬湖集団施設地区等の施設及び設備を利用しないこと。
- (2) 許可なく壁、柱、窓、扉等に、ポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。
- (3) 許可なく危険若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (4) 暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。
- (6) その他所長又は指定管理者が禁止する行為をしないこと。

(利用料金の承認の申請)

第8条 指定管理者は、条例第11条第2項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して所長に申請しなければならない。

(行為の許可申請手続)

第9条 条例第15条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地内行為許可申請書(第2号様式)を所長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第15条第1項第1号に掲げる行為をしようとする場合には、物品を販売する場合にあっては販売品目、販売人員、販売価格等を、物品を配布する場合にあっては配布品目、配布人員等を記載した計画書
- (2) 条例第15条第1項第2号に掲げる行為をしようとする場合には、当該撮影等のための人員、使用機材等を記載した計画書
- (3) 条例第15条第1項第3号に掲げる行為をしようとする場合には、開催回数、収容予定人員、料金等を記載した計画書
- (4) 条例第15条第1項第4号に掲げる行為をしようとする場合には、料金、附属施設、参集予定人員、催しの運営管理に関する事項等を記載した計画書
- (5) 条例第15条第1項第5号に掲げる行為をしようとする場合には、募金等を行う人員等を記載した計画書
- (6) 条例第15条第1項第6号に掲げる行為をしようとする場合には、参集予定人員、火災予防の措置等を記載した計画書
- (7) 行政庁の許可、認可等を必要とする行為をしようとする場合には、当該許可、認可等を受けていることを証明する書類

3 条例第15条第3項の規定により許可事項の変更の許可を受けようとする者は、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地内行為許可事項変更許可申請書(第3号様式)に前項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて所長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条第1号から第3号まで、第2条から第4条まで、第8条及び第1号様式の規定は、平成27年5月25日から施行する。

附 則(令和元年6月25日規則第15号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第24号)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例の一部を改正する条例(令和2年神奈川県

条例第33号) 附則第2項の規定によるグラスライダーの供用日、グラスライダー、野外音楽堂及び駐車場の供用時間並びに駐車場の開場時間の変更の承認に関する事務は、神奈川県自然環境保全センター所長に委任する。

附 則 (令和4年5月24日規則第43号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則 (令和5年3月10日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

(第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
一部改正〔令和元年規則15号〕

第2号様式

(第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
一部改正〔令和元年規則15号・4年43号〕

第3号様式

(第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
一部改正〔令和元年規則15号・4年43号〕